

## 特定非営利活動法人 Sisterhood 役員の利益相反防止のための規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 Sisterhood の役員の「利益相反に該当する事項」について必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この規程は、特定非営利活動法人 Sisterhood の役員に対して適用する。

### (議決権への不参加)

第3条 特定非営利活動法人 Sisterhood の役員は、自身が関係する議案について理事会において議決に参加する事が出来ない。尚、意見の表明等はその限りではない。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、監事の同意及び理事会の決議を経て行う。

### 附則

この規程は、2024年8月24日から施行する。(2024年8月24日理事会決議)